4　法第六十八条の十一第二項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　機械及び装置　一台又は一基の取得価額が百六十万円以上のもの

二　工具、器具及び備品　一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度（次に掲げる連結事業年度にあつては、それぞれ次に定める期間に限る。次号において同じ。）において、取得（その製作の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。次号において同じ。）又は製作をして国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。次号において同じ。）に供した工具又は器具及び備品（それぞれ一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該工具又は器具及び備品を含む。）

イ　法第六十八条の十一第二項に規定する特定期間（ロにおいて「特定期間」という。）の初日前に開始し、かつ、当該初日以後に終了する連結事業年度　当該初日から当該連結事業年度終了の日までの期間

ロ　特定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する連結事業年度　当該連結事業年度開始の日から当該末日までの期間

三　ソフトウエア　一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のもの（当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度において、取得又は製作をして国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供したソフトウエアの取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウエアを含む。）

第三十九条の四十一第五項中「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第三項」に改め、同条第六項中「第六十八条の十一第七項に規定する政令」を「第六十八条の十一第三項に規定する政令」に改め、同項第一号中「調整前連結税額（同条第七項」を「調整前連結税額（同条第三項」に改め、同号イ中「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第三項」に、「同条第七項」を「同条第三項」に改め、同条第七項中「第六十八条の十一第八項に規定する政令」を「第六十八条の十一第四項に規定する政令」に改め、同項第一号中「同条第七項」を「同条第三項」に改め、同号イ中「中小連結親法人」の下に「（法第六十八条の十一第一項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項及び第九項第二号において同じ。）」を、「中小連結子法人」の下に「（同条第一項に規定する中小連結子法人をいう。以下この項及び第九項第二号において同じ。）」を加え、「法第六十八条の十一第八項」を「同条第二項」に、「同項」を「同条第四項」に改め、同項第二号中「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第三項」に改め、同条第八項中「第六十八条の十一第九項に規定する政令」を「第六十八条の十一第五項に規定する政令」に改め、同項第一号中「第六十八条の十一第七項又は第八項」を「第六十八条の十一第三項又は第四項」に改め、同号イ中「第六十八条の十一第九項」を「第六十八条の十一第五項」に、「いい、同条第十項の規定により同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む」を「いう」に改め、同項第二号中「第六十八条の十一第七項又は第八項」を「第六十八条の十一第三項又は第四項」に改め、同条第九項中「第六十八条の十一第二十項」を「第六十八条の十一第十三項」に改め、同項第一号中「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第三項」に改め、同項第二号中「第六十八条の十一第四項」に改め、同項第三号中「第六十八条の十一第九項」を「第六十八条の十一第五項」に改め、同項第十項中「第六十八条の十一第二十一項」を「第六十八条の十一第十四項」に、「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、同条第十二項中「第六十八条の十一第十二項の規定の」を「第六十八条の十一第七項の規定の」に改め、同項の表第十六条第一項第一号の項中「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同表第二十三条第一項の項中「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に、「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改め、同条第十三項を削る。

第三十九条の四十三第八項の表第十六条第一項第一号の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同表第二十三条第一項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に、「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める。

第三十九条の四十四第一項第一号中「第三項第一号において同じ。）の」を「次項において同じ。）の」に、「以下第三項までにおいて同じ。）の」を「次号及び次項において同じ。）の」に改め、同号イ中「以下この号及び第三項第一号」及び「以下第三項まで」を「ロ及び次項」に、「以下この号及び次項第一号に」を「ロに」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第六十八条の十四第八項」を「第六十八条の十四第十二項」に、「次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額」を「実施連結親法人又はその実施連結子法人で、当該供用年度において特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該特定機械装置等につき法第六十八条の十四第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを削る。

第三十九条の四十五第一項中「第六十八条の十五第一項」を「第六十八条の十四の二第一項」に改め、同条第二項中「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十四の二第二項」に改め、同条第三項中「第六十八条の十五第一項」を「第六十八条の十四の二第一項」に改め、同条第四項中「第六十八条の十五第一号」を「ロに」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第六十八条の十四の二第七項」に、「次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号のいずれにも該当する連結法人にあつては、当該各号に定める金額の合計額）」を「指定連結親法人又はその指定連結子法人で、当該供用年度において特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該特定機械装置等につき法第六十八条の十四の二第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを削り、同条を第三十九条の四十四の二とする。

第三十九条の四十五の二第一項中「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五第一項」に改め、同条第二項中「第六十八条の十五の二第二項」を「第六十八条の十五第二項」に改め、同項第一号中「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五第一項」に改め、同条第三項中「第六十八条の十五の二第七項」を「第六十八条の十五第七項」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十五第二項」に改め、同条を第三十九条の四十五とする。

第三十九条の四十五の三の見出し中「雇用者」を「特定の地域において雇用者」に改め、同条第一項中「第六十八条の十五の三第一項第一号」を「第六十八条の十五の二第一項第一号」に改め、同条第二項中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の二第一項」に改め、同条第三項中「第六十八条の十五の三第二項第二号」を「第六十八条の十五の二第二項第二号」に改め、同条第四項中「第六十八条の十五の三第三項」を「第六十八条の十五の二第三項」に、「第二十項」を「第二十一項」に、「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の二第一項」に、「第六十八条の十五の二第二項」を「第六十八条の十五第二項」に改め、同条第五項中「第六十八条の十五の三第五項第二号」を「第六十八条の十五の二第五項第二号」に改め、同条第二十項中「第六十八条の十五の三第十項」を「第六十八条の十五の二第十項」に改め、同項第一号中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の二第一項」に改め、同号イを次のように改める。

イ　当該連結親法人又は当該適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該適用年度の法第六十八条の十五の二第五項第五号に規定する特定地域基準雇用者数（ロにおいて「特定地域基準雇用者数」という。）